

○ふくおか県央環境広域施設組合議会委員会条例

〔平成元年7月22日〕
〔条例第33号〕

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称及び委員の定数と所管)

第2条 常任委員会の名称及び委員の定数と所管は、次のとおりとする。

- (1) 第1常任委員会 7人 ごみ処理に関する事務
- (2) 第2常任委員会 7人 し尿処理及び火葬に関する事務

(常任委員の任期)

第3条 常任委員に任期は、組合議会のそれぞれの任期とする。

(特別委員会の設置)

第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第5条 常任委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。

2 議長は、委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 常任委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにいないときの互選)

第7条 委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を

定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第8条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第9条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長及び特別委員の辞任)

第10条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

(委任)

第11条 委員会については、この条例に定めるもののほか、飯塚市議会委員会の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。